

「貴重品」概念の検討

作間 逸雄*

<要約>

国民経済計算統計（GDP統計）の国際基準であるSNAすなわち *System of National Accounts* は、その1993年版以降、伝統的資本概念に反して、「貴重品の取得マイナス処分」を資本形成概念に含めることを勧告している。すなわち、それは、固定資本形成、在庫変動につづく、第3の資本形成カテゴリーとなった。ここで、「貴重品」(valuables)とは、「価値貯蔵手段」であることを唯一の機能とし、時間を通じて、その価値が一般物価水準と比べて下落しないとの期待のもとに保有される、相当の価値を有する生産財 (produced goods, 生産された財)として定義され、貴金属、貴石、宝飾品、美術品、骨董品、収集品等が該当するとされた。本稿では、わが国のGDP統計には未導入の、この勧告が妥当なものなのかどうか、批判的に検討する。

JEL区分：E01, E22, E40

キーワード：貴重品, SNA, 資本形成

財宝は所有者を変えるために人々のあいだを循環するの
であり、また、これが財宝にふさわしい用法なのである。

カール・ポランニー「貨幣使用の意味論」

(『経済の文明史』所収)より¹⁾

Note：本稿は、2011年度専修大学研究助成（個別研究）「(研究課題) SNAにおける『貴重品』概念をめぐって——生産活動としての美術館・博物館」の成果の一部である。内呂博之（ポーラ美術館）、問屋真一（神戸市立博物館）、初井基充（東京美術倶楽部）、二村秀彦（内閣府）の各氏には聴き取り調査にご協力いただいた。また、宇都宮浄人（関西大学）、宇南山卓（神戸大学）の両教授とは、意見交換の機会を得た。野村浩二教授（慶應義塾大学）、松川太一郎教授（鹿児島大学）、萩野覚氏（日本銀行）の各氏からも、有益なコメントをいただいた。記して各氏に感謝する。また、本稿の旧バージョンは、2011年9月4日～9月7日に九州大学において開催された2011年度統計関連学会連合大会および2012年11月24日と25日に熊本大学において開催された文化経済学会<日本>研究大会において報告された。後者の機会に座長の労をとられた勝浦正樹教授（名城大学）、討論者をつとめられた八木匡教授（同志社大学）に感謝する。もちろん、言うまでもないことであるが、本稿に対する全責任は筆者にある。

*専修大学経済学部教授

はじめに

国民経済計算統計（GDP 統計）の国際基準である SNA²⁾すなわち *System of National Accounts* は、その1993年版以降、生産目的に使用される生産財 (produced goods, 生産された財) としての伝統的資本概念に反して、「貴重品の取得マイナス処分」を資本形成概念に含めることを勧告している。すなわち、それは、固定資本形成、在庫変動につづく、第3の資本形成カテゴリーとなった。ここで、「貴重品」(valuables) とは、「価値貯蔵手段」であることを (概念上) 唯一の機能とし、時間を通じて、その価値が一般物価水準と比べて下落しないとの期待のもとに保有される、相当の価値を有する生産財として定義され、貴金属、貴石、宝飾品、美術品、骨董品、収集品・所蔵品等が該当するとされた。本稿では、わが国の GDP 統計には未導入の、この勧告が妥当なものなのかどうか、批判的に検討する。

本稿は、以下の構成をもつ。まず、イントロダクションに続く最初の節では、貴重品概念の定義や意義を改めて検討する。68SNA から93SNA への改定が行なわれる際、貨幣用金の取り扱いに関して SNA と IMF 国際収支マニュアル (BPM) との調和を達成する過程でそれが変更され、ある意味で貴重品概念の登場は、いわば、その副産物であることを見る。貴重品概念と (近代) 経済学における資本形成概念との間に齟齬があることは明らかであるが、では、貴重品とされた諸項目が貴重品の定義にあるとおり、生産活動とまったく関係がないのかとい

うことに関して予備的に考察する。次の第2節では、08SNA で新たに示された指標的・補足的分類を導入しながら、貴重品概念のカバレッジを確認する。そのカバレッジに含まれる諸項目の取り扱いが68SNA と比べてどのように変更されたか、一部の項目については、企業会計上の取り扱いとの比較を含めて確認する。さらに、第3節で、93SNA (および08SNA) で貴重品とされた美術品等、(有形) 文化財の取り扱いが、経済活動の記録、とくに美術館や博物館のそれに及ぼすゆがみを検証する。最後に、貴重品概念のカバレッジに含まれる諸項目について、より望ましいと考えられる取り扱いを提案する。若干のクロージング・リマークを付す。

1. 貴重品の定義とそのインプリケーション

貴重品の定義再述

08SNA 10.13段にある「貴重品」の定義は次の通りである。「貴重品とは、生産および消費における使用を主たる目的とせず、経時的な価値貯蔵手段として、しかも、その実質値は上昇こそすれ下落することはなく、また、通常の状態では、物理的劣化もしないとの期待のもとに保有される、相当の価値をもつ生産財である。貴重品は、貴金属・貴石、美術品、装身具等からなる。なお、貴重品は経済のすべての部門によって保有される可能性がある」。6.214段も、掲げておこう。「貴重品は、価値貯蔵手段として取得される資産である。貴重品は、生産において使われてその価値が減少してゆくことはなく、時間の経過とともに物理的意味で劣化する

1) ポランニー [2003: 97]。

2) 1968年版, 1993年版, 2008年版は、それぞれ United Nations [1968], Commission of the European Communities-Eurostat et al. [1993], European Commission et al. [2009] である。慣例に従い、本稿では、それぞれ、68SNA, 93SNA, 08SNA と呼ぶ。それら以前に、1953年版の SNA。いわゆる「旧 SNA」があ

ったが、国際基準として機能したとは言い難い。わが国は、1978年の「新 SNA 移行」以後、SNA に準拠して GDP 統計を作成するようになった。「国民経済計算」である。移行以前の「国民所得統計」は、OECD [1958] に準拠した、徹底した国民概念に基づく勘定体系であり、国民・国内の両概念を併用する特殊な体系であった旧 SNA に準拠したものではなかった。

こともない」。³⁾

ここで、「価値貯蔵手段」(a store of value) という表現について注釈する。08SNAの「グロースサリー」の「資産」の項によれば、「資産とは、価値貯蔵手段であり、一定期間、当該実体を保有または使用することによって、経済的所有者に発生する1回限りの利得(給付)または一連の利得(給付)がもたらされる」、**「資産は、一会計期間から他の会計期間へ価値を繰り越す手段である」とされているから、「価値貯蔵手段」とは、資産一般の属性であることが知られる。貴重品は、生産(された)財であるが、生産に使われない、したがって、本来の意味の資本(固定資産や在庫)ではなく、耐久消費財のように消費されることを予定されることもなく、だいいち、通常の条件では物理的に劣化しない(ことを予想される)から、減耗=消費(consumption)を計上する必要そのものがない。さらに、一般物価水準と比べて価値が下落しないという予想のもとに保有される資産が貴重品である。**

代替的投資対象としての貴重品

93SNAでは貴重品概念の意義については、何も述べられていなかったが、08SNAでは、次の記述が付け加えられた。「この項目の意図は、しばしば代替的投資形態とみなされる資産項目を捉えることである。様々な場合に、投資家は、金融資産よりむしろ金を購入することを選択し、年金基金は、金融資産の価格が不安定な振る舞いを見せる時、『巨匠』の絵画を購入することで知られている。個人(SNAの用語では家計)も、貴重品概念に含まれる、こうした品目は、資金調達が必要であれば売却できるということから、それを購入する可能性がある」

(10.140段)。すなわち、この概念の存在意義が代替的投資対象の把握にあることが明示的に述べられている。

しかし、もちろん、一般にそれが投資対象であることは、国民経済計算における資本形成に該当することを意味するとは限らない。日常語の意味における投資と(マクロ)経済学上の投資との意味が異なることは、標準的教科書に述べられている通りである。経済学における資本(資本財)とは、生産に投入されることを予定された生産された財であり、サミュエルソンは、資本(ないし資本財)について次のように書いている。「資本財は、それ自体が経済の産出である投入であるという点で本源的要素と異なる」。⁴⁾ここで、本源的要素とは、土地や労働のことを指す。資本を増加させる支出が経済学上の投資であり、「国債に投資する」「土地に投資する」という時の「投資」の日常語における用法とは大きく異なる。国民経済計算では、混乱を避けるために「投資」という用語の使用を避け、意味のとりやすい「資本形成」という用語が使用されていることは、周知の通りである。

所有権の移転費用についての注釈

なお、貴重品項目に関する所有権移転費用、たとえば、鑑別・鑑定費用、オークション手数料等は、他の非金融資産に関わる同種の費用と同様に、(固定)資本形成扱いするものと考えられる(08SNA 10.150段)。ただし、同段で、貸借対照表のうえでは、移転費用は、別計上されることなく貴重品本体の評価に含まれるとしている。この移転費用部分については、固定資本減耗を計上し、当該資産を処分すると予想される時点までに償却を終えるものと考えられる。⁵⁾

3) 6.214段(および後出の11.45段)にはなく10.13段の定義には含まれる「主たる」という表現は、概念の統計的適用を考慮したものと考えられる。会社の応接室の純金の置き時計を固定資産とするか、貴重

品とするかはその主たる用途による、という趣旨であり、固定資産でもあり、貴重品でもあるということではない。

4) Samuelson [1967]。引用は、第7版p.48。

貨幣用金 (monetary gold) と貴重品

国際収支統計と国民勘定統計とは、ある時期まで独自の発展を遂げてきたが、1960年代に入って、53SNAの68SNAへの本格的改定が視野に入ってきたころから、両者の間に存在する密接な概念的関係が強く意識されるようになり、当時の用語で表現すれば、「統合」(integration)の気運が高まった。68SNAは、国民経済計算を構成する下位統計分野(国民勘定統計のほか、産業連関表、国際収支統計、資金循環統計、国民および部門貸借対照表)の統合体系であるとされた。ただし、このような方向での努力は、近年、むしろ、諸統計基準間の「調和」(harmonisation)と表現されることが多い。

国際収支統計マニュアル(BPM)⁶⁾とSNAとの調和に関しては、08SNA 26.13段で「SNA、BPM双方の脈絡で適用すべきルールを定めるに際してSNA側が、あるいはBPM6側が先導する場合もあるにせよ、新ルールは双方が合意に至ったものである」とし、SNAの改定に責任をもつ諸組織とIMFとの両者の合意の存在を強調している。たとえば、93SNAあるいはBPM4の成立に際して、移転に経常移転・資本

移転の区別が取り入れられたのは、SNA側のルールが優先された事例であるし、BPM概念である直接投資企業の再投資収益がSNAに導入されたのは、BPM側のルールが優先された事例であるといえるだろう。

BPM側のルールが優先されたもうひとつの事例が貨幣用金(貨幣としての金、monetary gold)の事例であると思われる。68SNAでは、原則的に、すべての制度単位(制度部門)が貨幣用金を保有することができた。別の見方をすれば、金を金融資産として保有することができた。68SNA表7.2では、金融資産の一項目としての金について次のような説明が与えられていた。「工業的用途および工業目的のものを除くすべての金の保有」。⁷⁾BPM側では、1961年のBPM3では、通貨当局およびその他の通貨機関(monetary institutions、08SNAの預金受入機関にあたる⁸⁾)だけが金を金融資産として保有することができるとされていたし、68SNA成立後の、1977年のBPM4でも、通貨当局とその実効的支配のもとにあるその他の単位だけが貨幣的目的をもつ時に限り、金融資産としての金を保有することができるとされていた。⁹⁾

5) 93SNAでは、所有権の移転費用について固定資本減耗を計上する期間は、関係する資産の耐用年数とされていたが、08SNAで、資産の保有期間に変更された。93SNAの規定では、貴重品を減耗することのない資産としたこととの整合性が欠けていた。08SNA A3.69段を見よ。なお、93SNA 10.57段を参照すると、売却時に売り主(その貸借対照表に当該貴重品が計上されていた制度単位)が負担する同種の費用は、貴重品の評価額自体から控除される。したがって、新所有者により記録される総資本形成の額は、新所有者から旧所有者に支払われた金額に新所有者が負担した移転費用を加えたものに等しく、旧所有者に記録される負の資本形成の額は、新所有者によって支払われた金額から旧所有者によって負担される移転費用を差し引いたものに等しい。したがって、新所有者によってなされた正の総資本形成は、両単位によって負担された移転費用額プラス旧所有者について記録される負の総資本形成額(貴重品本体の金

額)となる。この移転費用の合計額は、新規の総固定資本形成額を測定するものであり、対応する固定資本減耗を適宜な期間にわたり計上する。この処理方法は、現実に移転費用を支払ったのが新・旧どちらの所有者であるかに関わらず、新所有者が移転費用を固定資本形成として計上し、それを償却する立場にあることが知られる。新所有者が予想していたよりも早く(遅く)処分することになった場合には、その他の資産量変動勘定に調整項目を計上する必要があるだろう。

6) BPM3~6は、それぞれIMF[1961, 1977, 1993, 2008]である。最新の第6版の正確な名称は、『国際収支および国際投資ポジションマニュアル』である。

7) 93SNAの付録2の83段も参照せよ。68SNAの標準勘定(pp.156-163)では、5制度部門すべての資本調達勘定に、標準項目として金が明示されている。

8) BPM3 342段。

ところが、1993年版のSNAで国際収支統計との統合（調和）の深化が図られた結果、BPM規定が採用され、貨幣用金を保有できるのは、通貨当局（中央銀行、中央政府とその実効的支配のもとにある単位）が「準備資産」として保有する場合に限られることになった（IMFなど国際金融機関は例外）。08SNA 11.45段を引用することによって、そのことを確認しておこう（括弧は原文通り）。「貨幣用金は、通貨当局（または、通貨当局の実効的支配のもとにあるその他の単位）が所有権をもち、準備資産として保有する金として定義される。これには、金地金（特定保管金口座で保有する金を含む）、および非居住者が提供する、金の引き渡しに対する請求権を与える消費寄託金口座がある。すべての貨幣用金は、準備資産に含まれているか、国際金融組織によって保有されている。金融資産として、また、対外準備の構成要素として保有される金だけが貨幣用金に分類される。したがって、例外的状況を別として、中央銀行および中央政府にとってのみ、金地金が金融資産となる。貨幣用金の取引は、通貨当局間の購入と売却からなる。貨幣用金の購入（売却）は、国内通貨当局の金融勘定に資産の増加（減少）として記録し、海外に、金融資産の減少（増加）として対応項目を記録する。非貨幣用金の取引（当局により保有される非準備用金および通貨当局以外の金融機関により保有されるすべての金を含む）は、（唯一の目的が富の貯蔵手段の提供である場合）貴重品の取得マイナス処分として、（そうでない場合には）、最終消費支出ないし中間消費、在庫品増加、あるいは輸出ないし輸入として取り扱われる」。

なぜ、このような取り扱いの差が生じたのか、詳細な事情は不明であるが、BPM規定と整合的に、第二次大戦後、1960年代まで、ブレトンウッズ体制のもとで、（民間主体の金輸送は行

なわれなかったのだから）外国との決済のために使用されたのは、事実上、通貨当局に保有されている金と外国通貨（中でも、米ドルと英ポンド）であったことは注意されてよい。しかし、国内（海外）の民間主体が保有する金や外国通貨も通貨当局により調達可能であれば、その「予備」と考えることができるはずである。実際、外国通貨については、BPMでもそのように（金融資産として）捕捉されていると考えられるが、金がそうした取り扱いを受けていないのはなぜか。実際、BPM規定では、民間主体の金を通貨当局が購入する場合、そのたびに金の貨幣化の手続きが必要になる。逆に、通貨当局が民間主体に金を売却すると、金の非貨幣化処理が必要になる。それは煩雑に過ぎるし、民間の居住者・非居住者間の（金融資産で決済される）金取引をすべて実物の貿易であるかのように処理しなければならなくなる。国際収支統計で要請される（垂直型）複式記入と違い、国民勘定で要請される四重記入には、BPMの取り扱いは、きわめて不都合であるように見えるのである。

ありうる背景として、BPMの執筆者たちの念頭にあったのは、第二次大戦後、1960年代まで、少なからぬ国で通貨当局以外の金保有が制限されていたこと、中でも特に米国の金保有規制の厳格さだったのかもしれない。実際、フランクリン・D・ルーズベルトによる1933年4月5日の大統領令6102によって、民間主体が保有する金地金・金貨その他のかたちでの金の保蔵（hoarding）は100ドル（純金約150g）までに制限され、それを超える部分は、強制的に供出させられていた。米国のこの規制は1934年からはじめから1974年いっぱいまで続いた。¹⁰もともと、第二次大戦後1954年に再開されたロンドン金市場およびその他の金塊市場は、英国をはじめとする金プール諸国の介入のもとで、民間主体が金と（たとえば）ポンドをおおむね公定レート

9) BPM3 164段, BPM4 464段, BPM5 438段。なお、わが国では、貨幣用金の保有部門内訳が示されたこ

とは、68SNAのもとでも、93SNA移行以後もまったくない。

で交換することができた。この可能性は、1968年3月に金の二重価格制の成立とともに消滅するが、民間主体が金を取得できたことにかわりない。

いずれにせよ、SNAの側で、通貨当局以外の部門が保有する価値貯蔵手段としての金、さらに通貨当局が準備資産としてではなく保有する金をどう取り扱うかを決めなければならなくなったという事情があったと考えられる。(ほかの方法もあったであろうが)新たに、そうした金を收容する項目として、取引項目としての「貴重品の取得マイナス処分」、ストック項目としての「貴重品」が、いわばその避難先として創設されたとみるのは、穿った見方かもしれない。この点でロイ・ハロッドが1968年の時点で、次のように書いていることは興味深い。

「困難は、金に対する非銀行需要のすべてが非貨幣的目的のためであることが明らかでないことにある。非銀行需要のうちのいくらかは疑いもなく産業的目的のためである。しかし、金のいくらかは退蔵のために欲求されるであろう。そしてこの部分については、それをダイヤモンドやルビーを持つのと同じように、それが単に価値ある物であるがゆえに保有する人々と、それが貨幣的用具であるがゆえにこそ退蔵する人々との間に微妙な区別を画することができる。後者の範疇は厳密に貨幣的需要の一部としてみられなければならない。不幸にしてどれほどがこの範疇に属するかを計算することは統計的には不可能である」。¹¹⁾

もとより、貨幣用金は、08SNA上、唯一の負債の対応のない金融資産であり¹²⁾、SNAの概念フレームワークのなかで特異な地位を占める

項目であることは言うまでもない。その特異さを受け継ぎ、貴重品概念は、成り行き上、実物資産と金融資産との間の、さらに、資本形成と中間消費、あるいは最終消費支出との間の、様々な境界的項目からなる、一種の“catchall”的項目となった。93SNAおよび08SNAにおいて規定されたその内容を次節でさらにみてゆくことにする。

貴重品は生産活動と関係ないのか

貴重品概念の核心が、それが生産・消費の過程とは関係なく存在し、一般物価水準と比較してその価値が下落しないことであり、物理的劣化をしないことであることを見た。では、貴重品の保有は、本当に生産過程と関係ないのか。各国の中央銀行は、金地金(バー)の保管のために、かなりの資源投入を行なっていると考えられる。貴金属や宝石は、常に盗難のリスクがある。保険を掛けたり、金庫を用意したりすることは、そのような貴重品の保有に伴って発生する費用である。災害対策を講じることなど、家計が自己勘定で行なう保管活動もある。

とくに、美術館や博物館は、その収蔵品の展観を中心とした生産活動に従事している生産単位とみなすべきであり、美術品その他の貴重品項目を収蔵・展観するために、保存・修復活動のためのそれを含め、相当の経常的費用を費やしていると考えられる。それに加えて、たとえば、壁画等の大規模な修復を行なうこともある。後者は、資本形成に計上すべき支出であろう。貴重品の定義において、通常で劣化しないというのは、実は、相当の資源投入を行ない、しかも、保存・修復のための技術やノウハウを

10) 貨幣制度の再確立を経たあとの革命後のロシアにおいても、「金は国家の掌中に集中され、経済の復興及び社会主義的工業化のために国際的な経済関係において支払手段として使用され、国内での金の利用は排除された」(齋田 [1986: 23])。

11) Harrod [1969: 149-150]。引用は、塩野谷訳178頁。下線は、引用者。

12) 93SNAでは、IMF特別引出権(SDR)も負債(liability)の対応のない金融資産であったが、08SNAでSDRの取り扱いが変更されたため、貨幣用金が唯一の負債の対応のない、金融資産となった。なお、SNA上、持分(equity)は債務(debt)ではなく、非債務金融資産ではあるが、負債(liabilities, 第三者負債)とみなされることに注意する。

前提として劣化しないという意味に過ぎない。美術館や博物館にとって、美術品など、その収蔵品は、まさに、それを中心に生産活動が展開される固定資本（固定資産）そのものなのである。さらに、当然のこととして、圧倒的多数の美術館や博物館は、美術品その他の収蔵品を価値貯蔵目的で保有しているわけではない。¹³⁾

美術品に限らず、93SNAの規定上貴重品とされる諸項目を保管するというアクティビティは、明らかに生産活動であり、SNAの一般的生産境界の中にある人間活動である。貴重品を資本とみなしたにも関わらず、体系の生産活動の存在を認定しないことは、資本概念の核心がそれに関わる生産が存在することから見て、不思議なことではある。そこで、制度主体の活動の中から、当該貴重品項目（の保管）に関わる活動を抜き出し、ストックとしての当該貴重品項目の価額を期首、期末に計上することにより、一種の準法人活動のフルセットの勘定を構成してみよう。この準法人企業の持分（正味資産）の変動が貴重品の所有者にとっての収益を構成する。貴重品項目をこのような準法人企業の持分と同一視すれば、それを金融資産とみなすことができることがわかる。また、貴重品の定義通り固定資本減耗を計上しないとしても、貴重品項目の保管に伴う生産活動があり、それを認定しない場合、貴重品の保有に関わる収益率を過大に評価することにつながるであろう。代替投資対象の統計的把握という、勘定設計者が念頭においた、この概念の趣旨からしても、このことは、SNAの貴重品の取り扱いの欠陥（のひとつ）となる可能性がある。

13) 『スケーツ・アート・インベストメント・ハンドブック』（2009年版）のごくおおまかな数字によりながら、Gerlis [2014: 17] が示すところによると、現存している美術品の点数は、7000万点から1億5000万点、金額にして、4兆ドルから6兆ドルであるという。そのうち、1%未満、4千億ドルほどの美術品

2. 貴重品の範囲（カバレッジ）と分類

本節では、提案された「貴重品」概念の範囲を08SNA（10.151段-154段）で示された貴重品項目の指標的・補足的分類とともに導入する。さらに、この指標的・補足的分類を土台に、以下の議論が必要となる概念的区別を導入する。

1) 貴金属（precious metals）および貴石（precious stones）

「貴金属および貴石は、企業によって販売目的で保有される場合、また、生産過程への投入として使用される目的で保有される場合、また、貨幣用金として保有される場合を除き、さらに、非特定保管（消費寄託）の貴金属口座で金融資産として保有される場合を除き、貴重品として扱われる」（10.152段）。

2) 骨董品（antiques）およびその他の美術品（other art objects）

「絵画、彫刻等の美術品および骨董品は、企業によって販売目的で保有される場合を除き、貴重品として扱われる。原則として、美術館・博物館で所蔵され展示されるような品目は、貴重品に含まれる」（10.153段）。

3) その他の貴重品（other valuables）

「切手、コイン、陶磁器、書籍等の収集品・所蔵品（コレクション）であり、かつ、広く認められた市場価値をもつもの、貴石や貴金属を加工した宝飾品で、相当の、しかも、現金化可能な価値をもつもの」（10.154段）。

用語の注釈

用語に関する注釈を行なう。貴金属（precious metal）とは、一般的に、金（Au）、銀（Ag）、

が市場で入手可能であるに過ぎず、残余は、世界中の美術館・博物館に保有され、市場にはいっさい出てこない。ちなみに、4千億ドルというのは、多国籍企業アップル社1社の市場評価額程度の額であるという。

白金=プラチナ (Pt), パラジウム (Pd), ロジウム (Rh), イリジウム (Ir), ルテニウム (Ru), オスミウム (Os) の8つの元素を指す。金属元素であるが、イオン化傾向が低い。¹⁴⁾白金(を含めそれ)以降の6つの元素は、白金族元素(周期表の第5および第6周期, 第8, 9, 10族に位置する元素)である。

「貴石」(precious stones) は、「宝石」(gems, gemstones) のうちの一部をさす取引上の分類であるから、「宝石」についての説明を先行させる必要がある。後者は、工業的用途以外に、その外観上の美しさや耐久性¹⁵⁾、希少性のために、装身具 (jewelry), 装飾品 (ornamentation) として利用されることの多い、岩石 (混合物である無機物) や鉱物 (均質つまり特有の化学組成をもった無機物, 多くは結晶だが例外はある)¹⁶⁾をさす言葉であるとしておく。「貴石」は、宝石鉱物の一部であるが、「4大貴石」(ダイヤモンド, ルビー, サファイア, エメラルド), 「5大貴石」(4大貴石プラスアレキサンドライトまたは翡翠), さらに、キャッツアイ等を加え、「10大貴石」というような表現があることからわかるように、はっきりとした境界のある概念ではない。ラピスラズリ等、貴石とされない宝石を「半貴石」(semi-precious stones) と呼ぶことがある。さらに、半貴石より価値の低い「飾り石」(装飾用の石)を入れて3分類とする場合もある。

14) 貴金属の別定義として、水素よりイオン化傾向が低い金属元素というものがある。この定義によると、銅、水銀が貴金属に入ることになる。

15) 例外はあるが、耐久性の要件として、モース硬度7以上を要求することが一般的である。この基準は、空気中の塵に含まれる石英(硬度7)によって表面が傷つけられるなどして、観賞価値が損なわれてしまうことがあるからである。例外は、翡翠、オパール、トルコ石など。硬度以外の耐久性の要件としては、じん性(韌性)、ある程度の耐火・耐熱性、酸・アルカリに侵されないこと、経年変化により変色したり、褪色したりしないことなどがあげられる。宝

「貴金属」にせよ「貴石(あるいは宝石)」にせよ、基本的に鉱物や岩石の一部に対する呼称であり、それを加工して製造される指輪やその他の装身具、装飾品等をさすことばではない。

「宝飾品」(ファイン・ジュエリー)は、貴金属、貴石を加工した指輪、ネックレス、ペンダントその他の高級な装身具をさす。「宝石」と同義ではない。ファイン・ジュエリー以外の装身具をコスチューム・ジュエリーと呼ぶことがある。

説明のための分類

ここで、08SNAで貨幣用金ないし貴重品とされた生産財に対して、以下のような分類を導入する。やや詳細な説明を付す。

- a) 金 (Au) さらに加工する目的で保有されるものを除く、地金やコインのかたちで、通貨当局やその他の公的部門、民間部門により保有される金。純度制限を置くこともできる。たとえば、08SNA 11.46段に規定されているように99.5パーミル以上(「ロンドン金市場受渡適合品」(good delivery bar)仕様に含まれる純度でもある)とするのが妥当かもしれない。08SNA=IMF・BPM6では、通貨当局が準備資産として保有する金だけが、貨幣用金に分類されている。08SNA上の金口座について補足する。特定保管の金口座は、金そのものの保有と考える

石の条件については、たとえば、砂川[1983]、白水・青木[1989]を見よ。

16) 琥珀 (amber) は、宝石とみなされるが、生命活動によって生み出された固化した樹脂(有機物)であり、岩石でも鉱物でもない。ちなみに、西洋最古の貴金属コインとされるリディアの電子貨(金銀の自然合金の粒に動物や人物の像を打刻したもの、紀元前670年頃)の名称は、琥珀に由来する。真珠やさんごも、琥珀と同様に生命活動起源であるが、鉱物(それぞれ、あられ石および方解石、結晶)である。非晶質(結晶でない)の宝石の代表は、オパールであろう。

が、非特定保管（消費寄託）の金口座は、外貨建ての預金である。ただし、非居住者に対する非特定保管金口座で償還時に金の引き渡しを受けることができるものが準備資産中にある場合は、やはり貨幣用金とみなされる。

- b) 金以外の貴金属 銀 (Au), 白金 (Pt) その他貴金属である鉱物。工業目的で保有されるものを除く。貴金属種類ごとに、純度制限を置くことができる。貴金属は、その耐久性、希少性、均質性、分割可能性¹⁷⁾、可鍛性、持ち運び可能性など、貨幣素材として最高の適性をもつとされてきた。宝石（貴石）が個別的な性質をもち、鑑別・鑑定が個別になされなければならないこととは対照的である。銀の貨幣としての利用については、19世紀にさかのぼるだけで、銀本位制や金銀複本位制の存在を確認することができる。ハロッドは、「複本位は、パラドキシカルな制度ではあったが、きわめてうまく機能した」と評価している。¹⁸⁾わが国でも、明治期に銀本位制、金銀複本位制を経験している。白金について、白金族の金属は、触媒用¹⁹⁾を中心に広範な工業的用途をもつことに注意する。したがって、ストック／経常生産比率が低く、貨幣素材としての適性は金・銀と比較して劣るとされてきた。ただし、白金の貨幣としての利用については、帝政ロシアで1828～45年に、その白金産出を基礎にプラチナ鑄貨が発行されていることが知られている。²⁰⁾現在でも、金以外の貴金属でも、インゴットのかたち

やコインのかたちで保有されたり、取引されたりしている。そのなかのひとつ、地金型コインであるプラチナ・メープルリーフ・コインにはカナダ政府の保証があるので、対外流動資産とみなすことができ、外貨準備に含めてもおかしくない。なお、08 SNAでは、金口座以外の特定保管および非特定保管（消費寄託）の貴金属口座については、前者は貴金属そのもの（貴重品）として、後者は（外貨建ての）その他の預金として取り扱われる。

- c) 貴石 ダイヤモンド、ルビー、サファイアなどの鉱物。希少性があり、高価である、宝石。装身具（指輪、ネックレスその他）などに加工される前の（カット、研磨されたルース＝裸石となるまでの）状態である。貴金属と異なり、元素としては、酸素、珪素、炭素、アルミニウムといった地球上に遍在するものにすぎないので、多くの場合、物質としては人工的に合成することができる。人工宝石は希少性が乏しく、「貴石」として取り扱う価値はないものと思われる。しかし、天然宝石と人工宝石の識別は専門家でなければ困難である場合も多く、天然の宝石を「鑑別」するための様々な技術が発達している。²¹⁾もちろん、研磨剤、切削工具（ダイヤモンド、ガーネット他）、レーザー光源（ルビー）、顔料（ラピスラズリ、マラカイト＝孔雀石他）など、工業的用途も多い。ダイヤモンドの場合、天然ダイヤモンドのうち、20%が宝石用（非工業用）になるに過ぎず、天然ダイヤモンドの80%

17) たとえば、貴金属である金を1/2の重量にすれば、その価値は1/2になるだろうが、貴石であるダイヤモンドを2つに分割すると、その合計価値は、もとのダイヤモンドの価値に及ばないであろう。

18) 引用は、Harrod [1969: 13] の塩野谷訳（16頁）による。複本位制の機能についても、同書（p. 13ff）を参照せよ。英国を含む、欧州各国で、複本位制は、13世紀から少なくとも1873年まで6世紀にわたる歴史

がある。英国で金本位制がスタートするのは、1821年（あるいは1816年）であるが、それまでは複本位制である。ドイツは、銀本位制から直接金本位制へ移行した。

19) たとえば、排ガス中の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物を浄化する三元触媒。

20) 齋田 [1986] の電子書籍版による。

21) 白水・青木 [1989: 40]。

と人工（合成）ダイヤモンドすべてが工業的用途であるといわれる。ちなみに、ダイヤモンドが「宝石の王様」とされるようになったのは、カット技術（ブリリアント・カットの発明）によるところが大きい。このことからわかるように、宝飾品ほどではないかもしれないが、貴石（宝石）の価値について、人々の好みの変化（流行）の影響は大きい。

- d) 宝飾品等 貴金属や貴石を加工してつくられた高級な装身具（指輪，アクセサリ，腕時計，その他）。貴金属や貴石を加工してつくられた高級な装飾品（置き時計，置物，花瓶その他）を含めておく。
- e) 美術品 絵画・彫刻。企業会計では、『美術年鑑』に掲載されるような，広く認知された作家によるものとそれ以外とで，区別を行なっていると考えられる。いずれも，有形固定資産（工具器具備品）として処理され，前者は，時間の経過や使用により資産価値が減少しないことから，非減価償却資産とされている。後者は，単なる室内装飾品で減価償却の対象となる。68SNAでも，美術品は，固定資産。美術品の中には，美術館や博物館の収蔵品でありうるレベルのものもある。
- ここまでの項目は，新規の生産物にも適用されうる生産物の分類であるが，次項からは，一定の時間的経過を経た生産物に言及したものである。ただし，美術品や宝飾品等についても，時間的経過には意味がある。それによって，その美術的価値が明確に認識され，歴史的，文化的価値が高まるかもしれないからである。
- f) 骨董品 美術館や博物館の収蔵品でありうる様々な骨董品。個人蔵でもよい。企業会計では，歴史的価値や希少性が明らかな骨董品をさし，美術品とともに，非減価償却

資産。

- g) 収藏品・収蔵品その他 美術館や博物館の収蔵品でありうる様々な，その他の生産物である財。個人蔵のものを含めてよい。切手や作家自筆原稿，作曲家の自筆楽譜など，情報の物的媒体を含む。純度制限を外れる歴史的貴金属コイン（のコレクション）はこの項目に含まれる。

3. 文化財と貴重品

生産活動としての美術館・博物館と固定資本としての美術品

美術館や博物館は，収藏品（および借入れた美術品）の展覧を主たる生産活動とする単位であると考えられる。入館者に展示品に関する様々な情報を伝えることも，美術館・博物館の任務であり，そのために，多くの美術館・博物館には，収蔵品の調査・研究に従事する学芸員がいる。市場単位である可能性もあるが，国公立のものなど，非市場単位である可能性が高い。

そうした美術館・博物館の活動における美術品その他の収蔵品の位置づけを考察する。68SNAでは，その表6.2「形態別総固定資本分類」から知られる通り，美術品は，美術館・博物館に所蔵されている場合でも，企業が所有している場合でも，総固定資本形成のうち，「6.3その他」に分類されていた。²²⁾本稿の中心的提案は，この68SNA見解を踏襲する。すなわち，美術館や博物館にとって，その収藏品は，まさに，それを中心に生産活動が展開される固定資本（固定資産）であると考えられる。

少なくとも，美術館・博物館における美術品は，通常のプロダクションにおける固定資産（＝固定資本）と似ている。まず，美術品は，その他の収藏品，入館者の鑑賞や学習を支援するさまざまな設備とともに，その生産活動に使われてい

22) 持ち家住宅の所有者としての家計が所蔵する美術品の取り扱いが問題になるだろうが，慣行上，固定

資本形成とはみなされない。

る。通常の資本資産（機械・設備等）の場合、清掃を含む、経常的メンテナンスに資源投入を行ない、不具合があれば、経常的に修理を施すのと同様に、絵画、彫刻その他美術品を含む文化財についても、対応する活動が存在する。それは、通常、保存（conservation）・修復（restoration）と呼ばれている活動である。時には、通常の資本資産と同様に、当該資産の耐用年数を大幅に伸ばすような大規模な修理（SNA上の資本修理）を実行することもあるだろう。たとえば、行方不明となっていた岡本太郎の壁画「明日の神話」の修復の事例がそれに該当するであろう。²³⁾

保存・修復と固定資本減耗

このように、既に強調したことであるが、貴重品が定義上通常の条件で劣化しないというのは、実は、相当の資源投入を行ない、しかも、保存・修復のための技術やノウハウを前提として劣化しないという意味に過ぎないのである。しかし、実際には、美術館・博物館の会計実務上も、企業会計でも、美術品は減価償却の対象ではない。そこで、非営利組織会計で美術品に減価償却を計上しないことに関して、FASB（米国財務会計基準審議会）財務会計基準第93号「非営利組織体による減価償却費の認識」（1987年8月）第6段で、その条件として、「検証可能な証拠が次の（a）（b）を確実に示すこと。（a）資産が永久に保存する価値のある文化財、芸術的ないし歴史的価値を個々に有し、（b）その所有者が資産の用役潜在力を保護し、本質的に減らさないで保存することのできる技術的、財務的能力をもつこと」としていることは注意さ

れてよい。²⁴⁾

このような保存・修復活動に携わるには、相当の熟練技術が必要であることはもちろんであるが、技法・材料や保存科学²⁵⁾に対する専門的知見や修復倫理の習得も要求される。収蔵品の中でも、服飾品や紙媒体の歴史資料の場合のように、また、美術館・博物館の立地（火山地帯に近いことなど）によっても、保存に格別の配慮を必要とすることも多い。収蔵品の修復および予備調査に関しては、専従の専門スタッフによる場合もあるし、修復を専門とする外部機関に委託する場合もあるだろう。ただし、欧米諸国の美術館・博物館とは対照的に、わが国の場合、保存・修復に専従するスタッフがいる場合は、ごく例外的である。

SNA上の歴史的建造物（あるいは歴史的記念物 historical monuments, 08SNAでは公共的建造物 public monuments という呼称も見られる）との対比も興味深い。唐招提寺金堂は、歴史的建造物（国宝）であり、金堂に安置される乾漆盧舎那仏坐像・木心乾漆千手観音立像（国宝）はSNA上、貴重品である。唐招提寺金堂は、大規模な解体修理が行なわれた（2009年完了）が、その間、金堂安置の両像も解体修理された。こうした彫刻、あるいは絵画は、建造物と一体をなすもの（固定資本）として考察すべきではないだろうか。²⁶⁾93SNA以降、歴史的建造物や社会資本（道路・ダムなど）にも、固定資本減耗を計上するようになったことにも注意したい。それは、歴史的建造物の唯一性（更新可能性の有無）とは関係ない。たとえば、歴史的建造物である原爆ドームは、相当の経常的保存費用をかけ、しかも、定期的に大規模な修復

23) 岡本太郎がメキシコに建設されるホテルのために制作した壁画「明日の神話」は、依頼主の経済的事情のため、長い間行方不明となっていたが、2003年9月メキシコ国内の倉庫で発見され、岡本敏子による確認の後、日本に輸送され、2005年7月から修復家吉村絵美留らによる修復作業が2006年6月に完了して、2008年3月に渋谷駅構内に恒久設置された。

24) 黒川他訳 [2001: 5] を見よ。ここで、「検証可能性」とは、複数の観察者（測定者）が同一の測定値を確実に得る見込みがあることなどをさす。

25) たとえば、東京文化財研究所編 [2011] を見よ。

26) 本稿では、歴史的建造物と絵画・彫刻等の美術品を一括して、固定資産の内訳項目である「有形文化財」として扱うという提案を行なう。

作業を実施しないかぎり、早晚崩れ落ちてしまうと考えられている。SNA 規定上、歴史的建造物には、固定資本減耗を計上するのだから、大規模な修復作業を行なう可能性のある、絵画や彫刻など、その収蔵物にも、固定資本減耗を計上すべきであるという結論が導かれるものと思われる。

文化財としての美術品

美術品にしても、他の若干の貴重品項目（宝飾品等、骨董品、収集品・収蔵品等）にしても、歴史的建造物とともに、有形の文化財の一部であり、われわれは、その文化財としての価値を損なわないように、後世代に引き継ぐ義務を負っている。そのために、さまざまな資源投入がなされるであろう。「貴重品」という93SNA=08SNA の概念設定がそうした活動の記録に適切な枠組みを提供しているのかどうかは、大いに疑問である。むしろ、貴重品概念は、SNA を銀行家やヘッジファンドや資産家のための統計へと墮落させる可能性が高い。

それが（一般物価水準と比較して）値下がりすることのない「価値貯蔵手段」であるようにみえることは、文化財を後世代に引き継いでゆく上で、プラスの側面とマイナスの側面とがあると思われる。一方で、それは、美術館・博物館の活動をめぐる状況の一部であり、SNA の貴重品概念が示唆するように、代替的投資対象（オルタナティブ）として文化財を保有する誘因を与えるとともに、文化財それ自身の文化的・歴史的価値を高く評価してそれを保有する主体にとっては、その機会費用を低下させる可能性がある。

しかしながら、他方で、そのような義務感を

欠いた所有者は、文化財の保存に必要な知識に乏しく、文化財の保存状態を悪化させ、その散逸・隠匿をもたらす可能性が高い。当然のこととして、圧倒的多数の美術館や博物館は、美術品その他の収蔵品を価値貯蔵目的で、値上がり期待で保有しているわけではない。²⁷⁾

しかし、一般的物価変動と比較して、値下がりしないという期待は正当化されるのであろうか。本稿執筆に先立って行なった聞き取り調査からは、否定的結論が導かれるように思われる。たとえば、バブル期に購入した美術品は、その崩壊以降、大きく値下がりしているはずである。聞き取り調査からも、藤田嗣治のようなごく一部の作家を除き、作品の評価額は、（一般物価と比べても）値下がりの可能性を含め、変動にさらされていると見た方がよいことがわかる。そのような場合でも、一般に美術館・博物館の会計記録上（あるいは、貸し出しや借入れに際して保険を付す場合）の評価は、取得価格のままである。²⁸⁾68SNA から93SNA への改定過程には、バブル期が含まれていたが、現在では、値上がり期待で美術品やその他の有形文化財を保有することを正当化できる状況は失われているのである。

もちろん、美術品の価格動向を示すデータを作成するのは難しい。美術品は、唯一性があり、一般的にいえば、同じ作品が何度も美術品市場に登場する可能性は、それほど高くないだろうからである。SNA の要請にしたがって、貴重品項目を導入する場合でも、本稿の提案による場合でも、価格側面の把握は必要であろう。金やその他の貴金属の市場価格の動向は、把握しやすいことに注意する。一般物価動向を示す物価指数を利用することが考えられるかもしれない

27) この点は、美術館・博物館の学芸員にたいする聞き取り調査からも明らかである。ある企業設立の美術館の聞き取り調査でも、被用者の給料すら払えなくなるような状況にならない限り、収蔵美術品の処分をすることはないという。

28) 災害による作品の破損があっても、資産そのものを資産目録から除く可能性はあるが、一般に帳簿上の評価額、あるいは、保険をつける際の評価額を下げることはしないという。

い。しかし、この方法は、代替的投資対象としての貴重品概念の意義を台無しにする。

4. 提案される取り扱い

1) 制度部門制限と保有目的制限（準備資産として）を排除し、工業的用途に向けて保有されるものを除き、すべての金の保有を「貨幣用金」すなわち金融資産としての金とする。

現行の取り扱いでは、通貨当局と民間主体との金の取引があると当事者どうしの、取引される項目についての認識が違ふことになる。通貨当局が準備資産の規模を修正したり、準備資産の内訳を示すポートフォリオを変更したりすることは、まれなことではないだろう。特定保管・非特定保管（消費寄託）の金口座については、特定保管非特定保管金口座で償還時に金の引き渡しを受けることができるものは、（準備資産でなくても、非居住者に対するものでなくても）貨幣用金とみなす。現行規定と同様に、あるいは（歴史的時系列を構築することを配慮して）若干緩和した純度制限を行なう。制限外の、たとえば、歴史的コイン等は、後出の固定資産（有形文化財）として扱うことを考慮する。

2) 金以外の貴金属についても同様に、工業的用途に向けて保有されるものを除き、貨幣用金に準じて、金融資産（もし、そうしたければ、準金融資産）として取り扱う。

歴史的時系列を構築しようとする場合、少なくとも、銀は貨幣とみなす必要があると思われる。また、貴金属とその他の財が「物々交換」された場合、貴金属の側が交換の媒介をした（貨幣として機能した）ように見えるに違いないが、実は、SNAは、貨幣という概念を明確に定義していない。むしろ、金融資産の境界をどう画定すべきかという問題が重要であるように思われる。前述したような、貴重品の特性として

の生産・消費といった実物的過程との断絶、減耗・持ち越し費用の低さ、さらに、流動性の相対的高さは、むしろ、貨幣を含む金融資産の属性であるように思われる。さらに、ここで仮に「隔離性」と呼ぶ性質に注目したい。すなわち、金融資産は、負債を発行する以外のかたちでは、生産することも、他の生産物で代替することも難しい。²⁹⁾また、いったん、金融資産として取引に関われば、負債の償還とともに消滅する場合を除き、永続的に、金融資産であり続ける。貨幣用金に分類替えされた金は、ふたたび工業的用途に向けて使用されることは少なく、金融目的に永続的に使用され続けるであろう。金以外の貴金属の場合でも、金ほどではないにせよ、このような隔離性をもつ。なお、貴金属口座に関しては、特定保管および非特定保管（消費寄託）の貴金属口座で金融資産として保有される場合、償還時に貴金属形態の引き渡しを受けることのできる場合を貨幣項目、より適切に表現すれば、金融資産項目とみなすべきである。純度制限については、1)と同様である。歴史的コインについても1)と同様に考える。

3) 貴石について、裸石として家計部門等が保蔵する場合は、耐久消費財等として特別な扱いはせず、その歴史的価値が認知された段階で、固定資産（有形文化財）とする。

貴石が加工目的で在庫として保有される場合、特別な取り扱いは必要でないことは明らかである。そのほかの場合、家計の購入は、耐久消費財、（価値貯蔵目的を転売目的と捉えれば）企業の購入は、在庫に、計上する。その歴史的価値が認知された段階で、固定資産の内訳項目として「有形文化財」に分類替えする。購入時点でそのことが明白であれば、最初から「固定資産（有形文化財）」として取り扱うことにしてよい。

4) 宝飾品等は、家計部門の購入については、

29) ケインズは、それを生産・代替の弾力性の低さとして、貨幣の持つ、むしろやっかいな性質と位置づ

けている。Keynes [1936] 第17章を見よ。

耐久消費財と同様の取り扱いとする。耐久消費財を、欄外項目とする際、「貴重品」と「その他」の内訳をもうけてもよい。企業部門の購入は、在庫ないし固定資本形成とする。その歴史的価値が明らかになれば、固定資産（有形文化財）に分類替える。

貴金属、貴石、宝石等を加工してつくられたもの。加工前の状態と比べて、大きな付加価値がつくが、(カットしただけでも)嗜好の変化を無視できず、陳腐化から逃れられない。³⁰⁾したがって、家計部門の購入は耐久消費財扱いでよいであろう。前項にもあてはまるが、欄外項目を設けることは有効であろう。欄外項目として既に存在している耐久消費財の内訳として示すことも考えられる。その場合、耐久消費財は、貴石・宝飾品等とその他の耐久消費財に分割されることになる。その歴史的価値が認知されれば、固定資産（有形文化財）とする。個人蔵の宝飾品・美術品・骨董品その他の収集品を美術館・博物館が買い取った場合、ふた通りの取り扱いが考えられる。ひとつは、SNAにおける中古品の取り扱い慣行に従い、マイナスの最終消費支出、プラスの固定資本形成を計上すること、もうひとつは、家計部門の当該項目保有を、その他の資産量変動で処理して、そのうえで家計と美術館・博物館との間の通常取引を記録することである。

5) 美術品については、68SNA規定に復帰し、固定資産とする。美術館、博物館で収蔵されるレベルの芸術的・歴史的価値があると判断されれば、固定資産のうち、「有形文化財」という内訳とする。

68SNAでは、固定資産であり、本稿の提案は68SNA規定に復帰することである。絵画・彫刻等は、当該作品の堅牢性にもよるが、一般には、保存・修復活動を必要とし、ときに大規模な修復を行なう（たとえば、唐招提寺金堂の

「乾漆盧舎那仏坐像」や岡本太郎の壁画「明日の神話」)。そうした点は、機械・建物等の固定資産と変わりはない。十分な保存・修復活動を行なわないで、個人や営利企業がたんにポートフォリオの一環として美術品を保有することには社会的コストは無視しがたい。前節で述べた通り、固定資産（有形文化財）について、固定資本減耗を計上すべき理由があると思われるが、美術館・博物館にしても、他の企業にしても、会計制度的には取得価格でそれを計上している可能性が高く、実施上は、判断の余地があるだろう。

なお、企業会計慣行に含まれる、『美術年鑑』に掲載されるような広く認知された作家の作品であることと、美術館・博物館で所蔵すべき作品であることは、一般論としては異なる判断であろうと考えられる。

6) 骨董品は、美術館・博物館に収蔵すべきレベルの価値をもつことが認知された段階で固定資産（有形文化財）に分類替える等の処理を行なう。

言うまでもないことであるが、生産時点では、骨董品は、ふつうの、様々な種類の生産財である。

7) 収集品・収蔵品その他は、美術館・博物館に収蔵すべきレベルの価値をもつことが認知された（他に分類されない）生産財（生産された財）であり、そのことが認知された段階で固定資産（有形文化財）とする。

切手やコイン等のコレクションなどである。固定資産（有形文化財）とする際に、その他の資本量変動勘定への記入等の会計処理が必要となる可能性がある。

8) 取引項目としての固定資本形成、ストック項目としての固定資産に、有形文化財という内訳項目を付け加える。

この項目は、少なくとも、美術館・博物館に

30) 固定資産の耐用年数を決める最大の要因は陳腐化である (Kuznets [1973] p.155)。陳腐化の概念は、

技術進歩のほか、ひとつひとつの好みの変化も含んでいることに注意する。

所蔵されているすべての収蔵品をカバーすべきである。既に述べたように、美術館・博物館にしても、その他の制度単位にしても、その収蔵品を取得価格で評価しているであろう。可能であれば、再評価すべきであるが、そのための固有の物価指数を入手することは難しいであろう。一般的物価指数で代替するしかないのかもしれない。ただし、利用されるべき指数は、資産価格のものであるべきである。資産価格は、フローのものとは異なる変動を示す可能性がある。

大規模な修復を行なった場合、資本修理として取り扱う。したがって、固定資本形成を計上する。そのことと整合的に、固定資本減耗を、計上すべきであるが、推計は難しいであろう。

この項目は、すべての制度単位・制度部門に計上される可能性がある。個人蔵の品目についても、推計上の工夫ができるかもしれない。³¹⁾ 保存・修復のための費用は、(中枢体系では) 現実支出を計上する。活動としては、当該企業・事業所の主活動とは別のものであることに配慮する。保有主体によっては、同額の産出を帰属計算する必要がある場合もある。

第一段階の作業を美術館・博物館の収蔵品に限定することは十分現実的である。ヒストリカル・モニュメント(歴史的記念物、歴史的建造物)をこの項目に含める。そうすることにより、有形文化財を独立の項目として一括して把握することができる。文化財としての価値のない公共的記念物は、この項目からは排除する。それらは、単に、(おそらく一般政府部門の) 固定資産である。

おわりに

最後に、クロージング・リマークとして、数点述べておく。まず、美術館・博物館の収蔵品に対する包括的調査が必要であることは明らか

である。そのことは、本稿で提案した取り扱いを実施するためにも、08SNAの貴重品規定に則した統計を作成するためにも必要である。また、わが国の国民勘定統計の推計業務では、コモ法の設計上、美術品は、固定資本形成に配分されていない。貴重品概念をどうするかということとは切り離して、推計方法の改善が望まれる。

上記作業を除けば、本稿における提案は、統計作成機関の負担を最小限にとどめる意図がある。美術館・博物館の活動に焦点をあてているので、個人蔵品目の推計は必須項目ではない。企業が保有する品目は、すでに固定資産や在庫に含まれているので、その分類替えを行なう必要は必ずしもない。

金融資産の定義を再検討すべきかもしれない。貴重品の属性として述べられている性質の多くは、実は、それが金融資産、あるいはそれに準じた取り扱いをすべきもの(準金融資産とでも呼ぶべきであろうか)であることを示唆しているように思われる。実際、それらは、生産と消費の記述のうえで意味がなく、純粋なキャッシュフローの流出入と同一視されている。その際、実際には存在する物質としての側面は捨象されている。印刷物としての証券の物質的側面や金地金でもそのことは同様である。本稿で「隔離性」という名称であらわそうとした性質も、考慮に値するように思われる。ポランニーのいう「財宝」のそれに似て、貨幣を含む金融資産は、その循環方式の特殊性によって特徴づけられるように思われるからである。

資本形成としての側面をもつ、耐久消費財の取り扱いが、家計生産の本格的アカウントイングなしにそれを十分分析することができないのと同様に、1993SNAの貴重品概念も、それに類した問題を提起しているように思われる。美術品を含む貴重品についても、その管理にとも

31) たとえば、1) 展覧会図録などの資料を用いて、美術館・博物館所蔵品の点数と個人所蔵品の点数の

割合を調査すること、2) 家計向けの既存の統計調査に、調査項目を付け加えること等々が考えられる。

なう経済活動を把握することなしに、当該項目を十分に分析することはできないであろう。さしあたって、93SNAないし88SNAで貴重品とされた諸項目を、耐久消費財と同様に、欄外項目とするのも一案であろう。

参考文献

- Commission of the European Communities-Eurostat, International Monetary Fund, Organisation of Economic Co-operation and Development, United Nations, and World Bank [1993] *System of National Accounts 1993*. United Nations document symbol ST/ESA/STAT/SER.F/2/Rev.4, United Nations Publication-Sales No.: E. 94. XVII. 4.
- European Commission, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations, and World Bank [2009] *System of National Accounts 2008*. United Nations document symbol ST/ESA/STAT/SER.F/2/Rev.5, United Nations Publication-Sales No. E. 08. XVII. 29.
- Gerlis, Melanie [2014] *Art as an Investment?: A Survey of Comparative Assets*, Lund Humphries.
- Harrod, Roy [1969] *Money*, Macmillan & St Martin's Press. (塩野谷九十九訳『貨幣——歴史・理論・政策——』東洋経済新報社, 1974年。)
- International Monetary Fund [1961] *Balance of Payments Manual*, Third Edition, BPM3.
- International Monetary Fund [1977] *Balance of Payments Manual*, Fourth Edition, BPM4.
- International Monetary Fund [1993] *Balance of Payments Manual*, Fourth Edition, BPM5.
- International Monetary Fund [2009] *Balance of Payments Manual and International Investment Position Manual*, Sixth Edition, BPM6.
- Keynes, John Maynard [1936] *The General Theory of Employment, Interest and Money*, Macmillan. (間宮陽介訳, 『雇用, 利子および貨幣の一般理論』(上)(下) 岩波文庫, 2008年。)
- Kuznets, Simon [1973] *Population, Capital, and Growth: Selected Essays*, W. W. Norton & Company.
- OEEC [1958] *A Standardized system of National Accounts*, 2nd edition.
- Samuelson, Paul [1967] *Economics: An introductory analysis*, Seventh Edition, McGraw-hill Book Company.
- United Nations [1968] *A System of National Accounts*. United Nations document symbol ST/STAT/SER.F/2/Rev.3, United Nations Publication-Sales No.: E. 69. XVII. 3.
- 黒川保美他訳 [2001] 『FASB NPO 会計基準』中央経済社。
- 齋田章 [1986] 『ロシア革命の貨幣史』耕文出版。(同氏の website 『ロシアの通貨』 <http://www.a-saida.jp/> 内に、本書を web 公開用に再編した電子書籍がある。閲覧日: 2014年9月9日。)
- 白水晴雄・青木義和 [1989] 『宝石のはなし』技報堂出版。
- 砂川一郎 [1983] 『宝石は語る——地下からの手紙』岩波新書。
- 東京文化財研究所編 [2011] 『文化財の保存環境』中央公論美術出版。
- ポランニー, カール [2003] 『経済の文明史』玉野井芳郎・平野健一郎編訳, 石井溥・木畑洋一・長尾史郎・吉沢英成訳, ちくま学芸文庫。